



令和9年度（2027年度）末に
めざす状態
（施策目標）

一人一人が尊重されていると実感できている

施策の主な方向性

(1) 人権課題に対する取組の推進

① 人権教育・啓発の推進

人権について正しい知識や情報を持つよう、市民への啓発と職員への研修を推進します。幼少期から人権問題に触れ、考える機会を設けます。

② 関係機関との連携による支援

国、県及び関係機関等と連携し相談に対する適切な対応、支援を行います。

(2) 多文化共生の推進

① 外国人住民との相互理解の促進

多文化共生社会の実現に向け、生駒市国際化基本指針に基づく取組を更に推進するため、庁内連携や関係機関の協力を得て、具体的な事業を示した多文化共生アクションプランを作成します。また、地域に暮らす外国人住民に対する支援と外国人住民の地域活動への参画を促進し、地域住民との相互理解を深めます。

(3) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画の意識醸成と女性活躍推進

啓発講座やイベント等の各種事業の実施や、参加者増加に向けた取組を進め、男女共同参画を推進します。女性活躍で必要となる女性の管理職登用や男性の家事・育児参画等を、市職員等市内部から推進するとともに、男女ともに働きやすい職場の実現に向けて、事業者等へも働きかけます。

② 女性相談の充実

女性がジェンダーにとらわれずに、自分らしい選択や決定をしていけるよう相談事業を実施し、男女共同参画社会の実現に向け取り組みます。

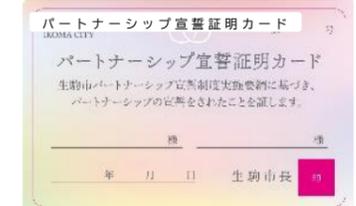
市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 人権啓発に係る市民集会や山びこ講座等への参加、啓発DVDの学習利用、人権教育地区別懇談会の開催等、人権意識の向上に向けた取組を行う。
- 「まちのえき」を活用した地域住民と外国人住民の交流の場づくりを行う。
- 各種講座やイベントに参加し、学んだことを家庭や社会で実践する。
- 事業者はイクボス宣言等、ワーク・ライフ・バランスの向上に向けた取組や事例を知り、それぞれに合った仕組みづくりを行う。

現状と課題

現状（取組成果）

- ・ 生駒市犯罪被害者等支援条例を施行し、包括的な人権施策のみならず、犯罪被害者や遺族への支援等、様々な人権課題への対応も進めています。
- ・ 性的マイノリティのカップルが、互いをパートナーとして宣誓し、市長が認証する「生駒市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。
- ・ 市ホームページの多言語翻訳対応や広報紙の10言語配信等、外国人住民へ情報を提供しています。
- ・ 多文化共生社会の実現に向けて、国際交流イベント「いこま国際Friendshipフェスタ」の開催等、交流を促進しています。
- ・ 男女共同参画推進のための講座受講をきっかけとして、定期的集まり、情報交換を行う市民グループが立ち上がっています。
- ・ 男女ともに働きやすい職場環境の促進のため、「生駒イクボス合同宣言」に関わる事業者の増加に向けた取組を進めています。



主な課題

- ・ 人権啓発・教育に係る講演会の参加者数及び貸出用DVDの利用者数の伸び悩みが課題です
- ・ パートナーシップ宣誓制度に関して、他の自治体との連携やパートナーの子どもへのファミリーシップ制度の検討が課題である。
- ・ 技能実習制度による外国人労働者の増加、コロナ禍を経た生活様式の変化等、外国人住民を取り巻く課題の把握や対応する取組が求められる。
- ・ 文化や言葉の違いにより地域で孤立しがちな外国人住民に対し、相互理解を深めるため地域住民との交流機会の創出が必要である。
- ・ 産学官が集い、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるワーク・ライフ・バランスを積極的に進める「イクボス宣言」への参画について、事業者のメリットを訴求する等、拡大に向けた取組が必要である。
- ・ 男女共同参画の推進に向けて、相談内容の傾向を分析し、啓発講座のテーマを決定する等、変化する社会情勢を捉えた効果的な事業実施が課題である。

参考資料

関連する主な分野別計画

生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）、
生駒市国際化基本指針、生駒市外国人住民教育指針、
生駒市男女共同参画行動計画（第3次）
生駒市特定事業主行動計画

関連する他施策の主な分野別計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I

【指標名】

日常生活において、人権感覚を身につけている人の割合（市民実感度調査）



II

【指標名】

「まちのえき」での国際交流取り組み自治会数



III

【指標名】

イクボス宣言事業者数

